

原子力損害賠償紛争審査会 説明資料

平成25年6月22日

富岡町

東電原発事故による原子力損害の状況と避難の現状

原子力事故から2年3カ月が経過してもなお復旧はおろか除染さえも行えず進んでいない状況におかれています。被災住民は強制避難により、理不尽な選択を迫られ、全国各地の慣れない土地で、長きにわたる避難生活をおくり、肉体的にも精神的にも疲弊し、未だに今後の見通しがつかないことに大変苦慮しております。県外では、原子力発電所で新たな事故や不具合があったとき以外は被災地の現状を報道することは少なくなり、報道がなくなれば多くの国民は警戒区域が解除されたのもう帰れるのだろうという認識であり、なぜまだ帰らないのか等々声が聞こえるようになりました。事故が収束していない中で、人々の記憶から忘れ去られようとしております。

我々行政は、生活の再建に向けて、あるいは情報を発信し続ける自助努力をこれまで以上に行わなければなりません。国においては予算ばかりではなく被災地に赴き、被災地に寄り添い、実態に見合った施策をスピードをもって実施していただくことをお願いするものです。

- ① 平成23年4月22日に警戒区域に指定された当町は平成23年3月12日の町災害対策本部の決定により全町民が着の身着のまま避難した。今年3月25日に警戒区域が解除され、町内は三区域(帰還困難区域3割、居住制限区域6割、避難指示解除準備区域1割)に編成されたものの町民15,520人全員が避難を継続している。
- ② 町民は県内に約11,000人、県外に約4,500人、全ての都道府県に避難し海外にも10名避難している。
- ③ 県内の仮設住宅には1,505世帯(27%)、2,569名(17%)が入居しており、郡山市3ヶ所、三春町6ヶ所、大玉村1ヶ所、いわき市3ヶ所 全13ヶ所に分かっている。借上住宅には 3,337世帯(62%)、7,718名(50%)が入居している。
- ④ 県内死者・行方不明者は、直接死18名、関連死167名、行方不明のまま死亡届がある者5名 計190名 現在においても1名が行方不明者となっている。

東電による賠償の状況

- ① 精神的損害等の賠償請求は約95%が請求し、約800名が本賠償の未請求者となっている。
- ② 不動産賠償については、対象者の40%に請求書が送付され、内半分の1,300名の不動産の所有者確認が終了している。

損害賠償にかかる問題点、今後の課題

過日行われました紛争審査会の現地調査の際、委員の皆様にも当町の状況をご覧いただきましたが、誰も住まなくなった家屋が2年間でどのようになってしまうのか。ご理解いただけたと思います。また、6月10日には下村文部科学大臣にも旅館のネズミ被害をご覧いただき、あまりにも酷いということで、「補修ではなく、建て替えしないと旅館として再利用できない。もう東京電力の賠償レベルでは対応は難しい。国を挙げて取り組む」という会見を拝見し心強く感じております。

家屋等の不動産賠償については、経済産業省と東京電力が法的根拠も明確でないまま、昨年7月に相次いで賠償基準の考え方を作成しました。本来であれば原賠法に従い紛争審査会によって示される指針の中に盛り込まれるべきものと思いますので、現地をご覧いただいたことにより、被害を受けられた住民の実情を反映していただきたいと思います。

さて、賠償問題につきましては8項目の問題提起をさせていただきます。

① 精神的損害賠償(月10万円)の増額

中間指針において「精神的損害に生活費の増加費用を合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる」とある、生活費の増加分を含む月額10万円であることが真に合理的な算定方法ではなく、長期避難による精神的損害の賠償額は増額していただきたい。

② 不動産賠償における再調達価格等の基準見直し

中間指針第二次追補において、「居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価する」とある。現在示されている定型による賠償額の算定手法では、不動産の再取得は不可能であり、移転補償を基本とした賠償基準としていただきたい。

③ 田・畑・山林(立木を含む)の賠償基準の早期明示

田畑については考え方が示されたものの、立ち木を含む山林賠償については依然として考えが示されておらず、賠償基準を早急に明示していただきたい。

④ 建物の解体費用の賠償(倒壊危険性・修理困難の判断、除染事業との整理、帰還困難区域所在建物の取り扱い)

事故により立入が制限され、管理が困難な中において建物の腐食が進んでいる住宅及び帰還を断念し、居住しない住宅については解体費用の賠償をしていただきたい。

- ⑤ 家財賠償の定型評価額の基準見直し
家財については家財保険の家族構成別家財評価額にもとづき、被災者の年齢を加味した基準にしていきたい。
- ⑥ 営業損害・就労不能損害の賠償期間の延長
農林業においては5年分、通常の営業損害で3年分、就労不能損害で2年分の賠償額を持って終期と捉えられる状況にあるが、今後帰還までには相当の時間を見込む必要があり、営業再開や就労が進まず生活再建が困難な場合の賠償期間を延長していきたい。
- ⑦ 避難指示解除時期の見込み決定による期間割合の残り分の支払いについて
事故から6年を持って全損とする考えにより、町内の帰還困難区域以外の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は賠償額の5年分の支払を受けることとなり、残りの1年分は避難指示が延長される場合に支払いとなるものであるが、国が示す工程表を公開し、工程が一年遅れた時期をもって生活再建に資する賠償の考えに立ち早急な支払いをしていただきたい。
- ⑧ 賠償の終期について
避難住民の精神的安定をもたらすため、賠償はいつまで行われるかを明確にする必要がある。しかしながら、「対象者が対象区域内の住居に戻ることが可能となった日とすることが合理的とする」と指針にはあり、さらに「避難指示等の解除等から相当程度の期間」とされる記載もあることから具体的な考えがわからない状況である。今後、不安解消のため終期に関する考え方をより具体的に明示していきたい。

最後に、ひとつの家族が事故発生によって離れ離れになってしまうケースがあり、お年寄りは町内に戻り、幼子を持つ若い両親は放射能の影響を避けての子育てのため、町外で暮らすなど、新しい土地や家屋の購入、子育て、介護と新たな費用が発生している。本来の生活再建を果たすためには、賠償ということではなくなるかもしれないが各省庁間の垣根を越えて生活再建を後押しするようなメニューが用意されなければ生活再建は困難である。

東京電力は紛争審査会の出した賠償指針の内容を「最低線」として賠償すべきものなのに、むしろ「上限」としている。また、記載のないものは認めない考えのようです。したがって賠償指針に盛り込まれることが重要となるので、今後指針への追加をよろしく願います。